

令和5年12月5日

富良野市議会議長 渋谷正文様

市民福祉委員長 後藤英知夫

委員会事務調査報告書

令和5年第3回定例会において、継続調査の許可を得た事件について、下記のとおり結果を報告します。

記

1. 調査案件
調査第2号 障がい者福祉について
2. 調査の経過及び結果
別紙のとおり

障がい者福祉について

市民福祉委員会より、事務調査第2号「障がい者福祉について」の調査の経過と結果について報告する。

本委員会では、担当部局に資料の提出と説明を求め、富良野市の現状と課題、これまでの取組に関する聞き取りや市内事業所への訪問、また、先進地における事例について調査を進めてきた。障がい者支援事業所での意見交換では、本市における障がい者福祉の取組全体の中で、特に就労を含めた社会参加の促進、障がいや障がいのある人への理解について議論が深まった。加えて、障がい者支援事業所の人材不足や働き手確保に向けての課題があることも伺えた。

我が国では、平成18年の「障害者自立支援法」施行から、障がい者福祉の拡充のための様々な制度改正や環境整備等が進められてきた。平成26年には「障害者権利条約」が批准され、平成28年には「障害者差別解消法」の施行、「障害者雇用促進法」の一部改正、平成30年の「障害者による文化芸術活動の推進に関する障害者文化芸術推進法」の施行など、障がいのある人に関する法律や制度は目まぐるしく変化している。

本市における障害者手帳の所持者数（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者（重複含む））は、近年微減で推移しており、令和4年は1,416人となっている。手帳種別で見ると、身体障害者手帳の所持者数は減少傾向が続いているものの、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加傾向が続いている。

1. 就労支援について

就労は、社会的、経済的自立を促すものであるとともに、社会参加や生きがいづくりの側面も有している。障がいのある人がその特性や能力を活かして社会に幅広く参画していくことができるよう、雇用機会の創出と拡大を図る必要がある。

障害者優先調達推進法では、国や地方公共団体などの公的機関が、物品やサービスを調達する際に、障がい者就労施設等から優先的、積極的に購入することを推進するため、受注の機会を確保することが求められており、この法律により、障がい者就労施設等の受注機会が増えることで、障がい者の就労機会が増加し、経済的自立につながるメリットがある。

障害者手帳所持者等を対象とする本市のアンケート調査では就労に必要なこととして職場での障がいへの理解促進が多く挙げられている。

都市事例調査を行った帯広市では障がいのある人が働く機会を増やすために、企業における障がい者雇用への不安解消や理解促進、雇用する企業の拡大と就労者の定着を図ることを目的に障害者雇用理解促進事業を行っている。行政、ハローワーク、就労支援センターが連携して、企業訪問を行い、課題等の聞き取りや障がい者雇用に取り組んでいる企業の事例集の公表などを行っている。

さらに、帯広市では職場体験実習として、障がいのある方を市内の各部署に職場体験実習者として受け入れ、実習を通して一般就労への関心を高めるとともに、市職員の障がいのある方への理解促進を図っている。実習内容は多岐に渡り、実習参加者や支援員からは、「業務の適性が確認できた」「今後の支援の参考になる」等の感想があり、実習を受け入れた部署では、作業を指導する中で障がいのある人に必要な配慮を学ぶ機会となったなど、双方にとって貴重な経験となっている。

また、障がい者支援事業所での施設外就労支援の一環として、農業者と事業所とのマッチングをする農福連携事業なども実施している。

障害者雇用理解促進事業において、企業とのコーディネートや事例集の作成に努め、障がい者を地域で雇用するための仕組みを整えていることは、本市の計画における「就労機会の充実と生きがいづくり」の中の一般就労への移行支援につながるものと考えられる。

障害者優先調達推進法による就労施設等からの物品等の調達においては、障がい者就労施設等一覧を公表し、事業所の受注機会を増やすためには、広く周知することも重要である。事業所としても広い視野で事業の展開を検討していくことは利用者にとって多種多様な働き方の選択と、やりがいや働きがい、さらに工賃の向上にもつながると考えられる。働く場所の提供が事業者や利用者にとって、それぞれにメリットが大きいことから、本市としても、就労支援事業として合致する作業の掘り起こしや発信をすることで働き手確保対策につながる可能性もある。

富良野市内の障がい者支援事業所の視察時において優先調達について触れられており、今後は本市の目標額の設定や実績だけではなく、就労支援事業所が行っている（請け負える）作業を一覧化し、公表するなど、企業と就労支援事業所を結びつける取組を行政が積極的に進める必要がある。

令和3年の障害者差別解消法改正により、令和6年4月1日からは事業所による障がいのある方への合理的配慮の提供が義務化となる。今後は、社会的なバリアを取り除くことを目的として、対話を重ね、ともに解決策を検討していくことが望まれる。コミュニケーションによりお互いを理解し、障がいの有無にかかわらず誰もが働きやすい環境をつくることのできる契機となることを期待する。

2. 地域生活支援について

地域生活支援事業は、障がい者及び障がい児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施することを目的としている。

本市では、障がいのある人やその家族などが抱える生活課題や福祉に関するニーズを把握し、相談支援事業者などと連携しながら適切なサービスの利用につなげているが、多様化する様々な課題の解決に向けてはさらなる取組が必要である。

重点的に進めるべきと考えられることは、障がい者の重度化、高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時受入と対応、体験の機会と場所、専門的人材の確保と養成、地域の体制づくり）を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築に向けての整備である。

そして、特定相談までの必要がない方に対する日常の困りごとなどの一般相談を、地域で受けられるような取組として、相談支援の体制を拡充することも重要である。

加えて、富良野圏域において進めている地域生活支援拠点の整備の充実、24時間相談体制やショートステイ、グループホームの体験利用希望に応じて、地域資源の情報提供とともに利用できる体制の強化に取り組む必要がある。地域の社会資源のさらなる充実のため、移動手段の確保も併せた、体験の場や機会の確保に向けて、先に述べてきた就労支援への取組を含めて実施することが必要である。

また、タブレット端末やスマートフォンを利用したビデオ通話での遠隔手話サービスなど、医療機関等外出先での活用なども今後、必要と考えられる。

本市においては、事業者や当事者が抱える課題、家族が抱える課題、地域が抱える様々な課題の解決に向けて、さらなる整備が必要と考えられることから「安心して暮らせる共生のまち ふらの」の実現に向けて、具体的な取組が必要である。

3. 障がい者や障がいに対する理解促進について

障がい者の地域における活動の中で、「誰一人取り残さない」考えのもと、ノーマライゼーション「障がいの有無に関わらずあたり前の権利を享受できる社会」の実現に向かえるよう、行政が民間団体とともに進む必要があると考える。

地域社会との交流の充実について障がいがあっても、年齢を重ねても、住み慣れた地域で生きがいや役割を持ちながら豊かに暮らせる地域社会を目指し、障がいのある人、高齢者、地域住民、福祉事業者、ボランティアグループ、行政等と一緒に取り組むことが重要である。

行政が積極的に企業や事業者をつなぎ、「障がい者のあたり前の生活」を想像して、真のニーズを見極めて支援に繋げる方法を地域の社会資源を活用して、住み慣れた地域で暮らせる環境を整える取組が特に重要である。また、義務教育段階から、多様な子どもたちが障がいの有無にかかわらず、ともに学ぶインクルーシブ教育を通じて障がいに対する理解を深めることは、思いやりや相手を尊重する気持ちや考えを育む事に繋がると考えられる。さらに将来、福祉に携わる人材へと繋がる可能性もあり、障がいのある人が地域で生きやすい、暮らしやすい社会へと広がっていくものと考えられる。

以上を踏まえ、障がい者福祉に対する最終的な意見交換を行ったところ、次の3点について意見の一致をみた次第である。

1点目、障がい者雇用率の向上のためにも、就労支援に向けた職場体験実習等の取組や障がい者の雇用を行政が率先して行うことにより、これまで以上に就労環境を整え、地域全体での障がい者の自立を目指して雇用の充実を図られたい。

2点目、地域生活支援事業を充実させるために、障がい者支援事業所等の関係機関と連携し、真のニーズ(課題)に向き合い、地域の特性と利用者の状況に応じ、さらなる地域生活支援の強化に向けて体制整備を図られたい。

3点目、すべての人が安心して暮らせるまちづくりのために、障がい者や障がいに対する理解を深める機会が重要であり、障がいに対する啓発やインクルーシブ教育、地域住民との様々な交流の中で共生社会の理念の浸透を進められたい。

以上、障がい者福祉について述べてきたところであるが、障がい者(児)等が、健常者と同等にあたり前に生活できるような社会こそが正常、いわゆるノーマルな社会であるという考え方のもと、障がい者(児)の自立と社会参加の促進に向けて、ノーマライゼーション社会が構築されることを期待して報告とするものである。